

名張市新型インフルエンザ対策行動計画

名 張 市

平成21年5月

目 次

第1章 総論

1	発生段階と状態	1
2	体制	2
	(1) 対策本部の設置	
	(2) 対策本部の構成	
	(3) 対策本部の廃止	
3	各部等の業務継続及び対応項目の概要	4
	(1) 各部等の主な対応項目	
	(2) 各部等共通対応項目	
4	情報の収集及び提供	6
	(1) 情報の収集	
	(2) 情報の提供	
	(3) 広報	
5	相談窓口の設置	8
6	市民への普及啓発	8
	(1) 手段	
	(2) 内容	

第2章 各フェーズにおける対応

前段階（未発生期）

1	状況	1 0
2	基本的な考え方	1 0
3	危機管理体制	1 0
	(1) 方針	
	(2) 市の体制	
4	情報収集	1 1
	(1) 方針	
	(2) 情報の収集	
5	感染予防	1 2
	(1) 方針	
	(2) 医療	
	(3) 保育所及び幼稚園・学校等における感染予防	

(4) 施設における感染予防	
6 社会機能の維持	1 3
(1) 方針	
(2) 生活関連物資等の流通と価格の安定	
(3) 事業所等の業務継続の要請	
7 行政サービスの維持	1 4
(1) 業務継続のための職員体制の全体計画の整備	
(2) 感染予防のための職場での事前の措置	
8 広報と相談窓口の設置	1 4
(1) 広報	
(2) 相談窓口	
9 その他	1 5
(1) 新型インフルエンザ発生時の廃棄物の処理に関する対策	
(2) 火葬等の体制整備	

第一段階（海外発生期）

1 状況	1 6
2 基本的な考え方	1 6
3 危機管理体制	1 6
(1) 方針	
(2) 市の体制	
(3) 関係機関との連絡調整	
4 情報収集	1 7
(1) 方針	
(2) 情報の収集	
5 感染予防	1 8
(1) 方針	
(2) 医療	
(3) 保育所及び幼稚園・学校等における感染予防	
(4) 施設における感染予防	
(5) 発生国に滞在又は渡航する市民に対する呼びかけ等	
6 社会機能の維持	2 0
(1) 方針	
(2) 事業所等の業務継続の要請	
(3) ライフライン等の確保	
7 行政サービスの維持	2 1
(1) 行政活動の調整	

(2) 職員等への感染予防のための事前措置	
8 広報と相談窓口の設置	2 1
(1) 広報	
(2) 相談窓口	
(3) 外国人住民への対応	
9 その他	2 3
(1) 新型インフルエンザ発生時の廃棄物の処理に関する対策	
(2) 火葬等の体制整備	

第二段階（国内発生早期）

1 状況	2 4
2 基本的な考え方	2 4
3 危機管理体制	2 4
(1) 方針	
(2) 市の体制	
(3) 対応方針の検討	
(4) 関係機関との連絡調整	
4 情報収集	2 7
(1) 方針	
(2) 情報の収集	
5 感染防止	2 8
(1) 方針	
(2) 医療	
(3) 保育所及び幼稚園・学校等における感染防止	
(4) 施設における感染防止	
(5) 社会活動の制限	
(6) 住民への支援	
6 社会機能の維持	3 1
(1) 方針	
(2) 生活関連物資等の流通と価格の安定	
(3) 事業所等の業務継続の要請	
(4) ライフライン等の確保	
(5) 公共交通対策	
7 行政サービスの維持	3 2
(1) 方針	
(2) 業務継続のための職員体制の全体計画の整備	

(3) 職員等への感染予防のための措置	
(4) 市庁舎内における衛生管理	
8 広報と相談窓口の設置	3 4
(1) 広報	
(2) 相談窓口	
(3) 外国人住民への対応	
9 その他	3 6
(1) 新型インフルエンザ発生時の廃棄物の処理に関する対策	
(2) 火葬等の体制整備	

第三段階（感染拡大期）

1 状況	3 7
2 基本的な考え方	3 7
3 危機管理体制	3 7
(1) 方針	
(2) 市の体制	
(3) 対応方針の検討	
(4) 関係機関との連絡調整	
4 情報収集	3 9
(1) 方針	
(2) 情報の収集	
5 封じ込め対策	4 1
6 感染拡大防止	4 1
(1) 方針	
(2) 医療	
(3) 保育所及び幼稚園・学校における感染防止	
(4) 施設における感染防止	
(5) 社会活動の制限	
(6) 住民への支援	
7 社会機能の維持	4 5
(1) 方針	
(2) 生活関連物資等の流通と価格の安定	
(3) 事業所等の業務継続の要請	
(4) ライフライン等の確保	
(5) 公共交通対策	
8 行政サービスの維持	4 7
(1) 方針	

(2) 業務継続のための職員体制の全体計画の整備	
(3) 職員等の感染予防のための措置	
(4) 市庁舎内における感染防止	
9 広報と相談窓口の設置	5 0
(1) 広報	
(2) 相談窓口	
(3) 外国人住民への対応	
10 その他	5 1
(1) 新型インフルエンザ発生時の廃棄物の処理に関する対策	
(2) 火葬等	

第三段階（まん延期）

1 状況	5 2
2 基本的な考え方	5 2
3 危機管理体制	5 2
(1) 方針	
(2) 実施体制	
4 情報収集と提供	5 3
(1) 方針	
(2) 実施体制	
5 感染拡大防止	5 3
(1) 方針	
(2) 医療	
(3) 社会福祉法人・施設等の対応	
(4) 住民への支援	
6 社会機能の維持	5 4
7 相談窓口の設置	5 4
8 その他	5 4
(1) 廃棄物の処理	
(2) 火葬等	

参考

・ 用語の解説	5 6
---------	-----

第1章 総論

1 発生段階と状態

この行動計画において、各部等は下記の発生段階に基づき対応するものとする。

発生段階		状態
前段階(未発生期)		新型インフルエンザが発生していない状態
第一段階(海外発生期)		海外で新型インフルエンザが発生した状態
第二段階(国内発生早期)		国内で新型インフルエンザが発生した状態
第三段階		国内で、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態
各都道府県の判断	感染拡大期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態
	まん延期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態
	回復期	各都道府県において、ピークを越えたと判断できる状態
第四段階(小康期)		患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

参考 WHO による、新型インフルエンザの警戒レベル(フェーズ)区分

フェーズ	定義
フェーズ 1	ヒトから新しい亜型のインフルエンザは検出されていないが、ヒトへ感染する可能性を持つ型のウイルスを動物に検出
フェーズ 2	ヒトから新しい亜型のインフルエンザは検出されていないが、動物からヒトへ感染するリスクが高いウイルスが検出
フェーズ 3	ヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、ヒトからヒトへの感染は基本的に無い
フェーズ 4	ヒトからヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、感染集団は小さく限られている
フェーズ 5	ヒトからヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認され、パンデミック発生のリスクが大きな、より大きな集団発生が見られる
フェーズ 6	パンデミックが発生し、一般社会で急速に感染が拡大している

2 体制

(1) 対策本部の設置

以下のいずれかに該当する場合、名張市新型インフルエンザ対策本部（以下「対策本部」という。）を設置し総合的な対策を行う。

なお、対策本部設置までは、名張市新型インフルエンザ対策推進会議（以下、「推進会議」という。）（主担：健康福祉部）において、新型インフルエンザ対策に関する情報の共有化、予防対策等を行う。

- ア WHO（世界保健機関）がフェーズ4を宣言した場合で、国内で発生する恐れがある場合
- イ WHOがフェーズ5を宣言した場合
- ウ 国内で新型インフルエンザが発生した場合（第二段階）
- エ その他市長が必要と認めた場合

(2) 対策本部の構成

市長を本部長、副市長を副本部長とし、教育長、市立病院院長、各部長、各担当部長、市立病院事務局長、会計管理者、教育次長、消防長、環境衛生組合事務局長、議会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局、調整監を本部員とする。

対策本部の庶務は、企画財政部危機管理室、健康福祉部が連携して処理する。

(3) 対策本部の廃止

対策本部は、新型インフルエンザ回復期において、新型インフルエンザの流行が終息したと判断されたとき「終息宣言」の発表をもって、本部長の命により廃止する。

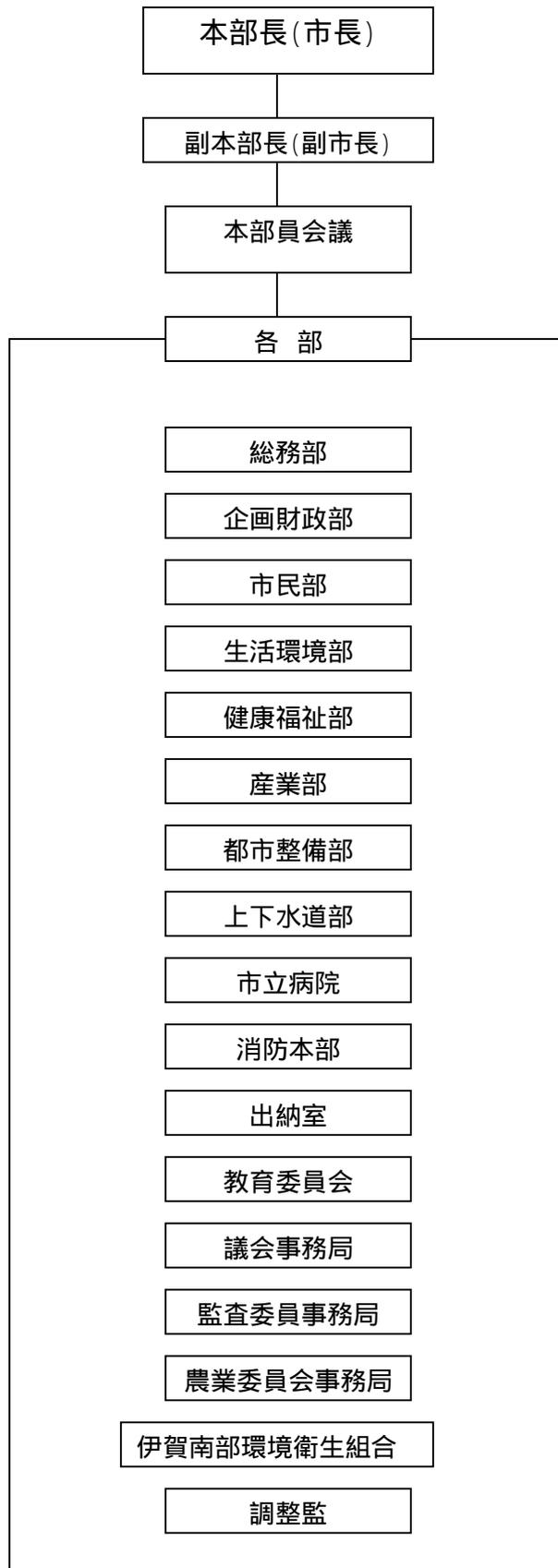
* 参考 国の新型インフルエンザ対策行動計画より

対策推進のための役割分担

市区町村

市区町村については、住民に最も近い行政単位であり、地域の実情に応じた計画を作成するとともに、住民の生活支援、独居高齢者や障害者等社会的弱者への対策や医療対策を行なう。

(対策本部の構成)



3 各部等の業務継続及び対応項目の概要

各部等は、新型インフルエンザが流行した場合においても、市民生活、行政サービスの維持に必要な機能が継続して運営されるよう、各室や産業の活動が継続して運営されるような業務継続計画を作成、職員への啓発、必要な準備等を要請する。

情報と危機意識を共有し、連携を強化して新型インフルエンザ対策を推進するため、各部等ごとの主な対応項目について下記のとおりとする。

(1) 各部等の主な対応項目

部等名	主な対応項目の概要
危機管理室 健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部事務局としての総合調整に関すること ・情報の収集と一元化
企画財政部 出納室 議会事務局 監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・広報及び報道対応に関すること ・公共交通等の確保に関すること ・各関係機関連携に関すること ・地域づくり組織等との連携に関すること ・外国人住民への対応に関すること
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・市業務の維持体制に関すること ・職員の健康管理に関すること
健康福祉部 市民部	<ul style="list-style-type: none"> ・健康相談対応、感染予防策の普及啓発に関すること ・医療提供体制の確保に関すること ・社会福祉施設等における感染予防・まん延防止に関すること ・応急診療所における新型インフルエンザ患者診療機能の確保に関すること ・まちの保健室、民生委員児童委員等との連携による社会的弱者の支援に関すること ・抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通の確保に関すること ・新型インフルエンザ予防接種に関すること
上下水道部	<ul style="list-style-type: none"> ・水道供給機能の確保に関すること ・下水道の機能確保に関すること
生活環境部 環境衛生組合	<ul style="list-style-type: none"> ・感染性廃棄物の円滑な処理の確保に関すること ・ごみ処理体制の確保に関すること ・斎場の機能確保に関すること

産業部 都市整備部 農業委員会 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・農水商工団体及び生産者・事業者への情報提供及び協力要請に関すること ・ライフライン(電気、ガス、電信・電話)確保に向けての協力要請に関すること ・生活必需品の確保に関すること ・観光関連事業者への情報提供及び協力要請に関すること ・食品等の生活必需物資の確保に関すること
市立病院	<ul style="list-style-type: none"> ・市立病院における新型インフルエンザ患者診療機能の確保に関すること
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・学校その他の教育機関における感染予防・まん延防止等に関すること
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・患者の移送体制に関すること

(2) 各部等共通対応項目

部等名	主な対応項目
全部署	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続、対応方針等の検討 ・所属職員の新型インフルエンザ発生国への渡航自粛、帰国支援及び渡航歴のある職員の健康状態の把握 ・職場内での感染防止 ・感染者拡大による欠勤職員増加に対する部内の業務維持対策(業・務の優先順位化、必要な業務の維持) ・新型インフルエンザ発生都道府県へ出張の自粛(集会・会議・その他集客行事の延期又は中止の検討) (所管する事務に関連して地域・関係団体が実施する集会・会議・その他集客行事の自粛等の要請)

4 情報の収集及び提供

(1) 情報の収集

各部等は、関係省庁から情報を入手する。

情報入手先(各関係省庁)		収集担当部等
省庁名	担当窓口・部署名	
総務省		総務部
消防庁	消防庁消防・救急課	消防本部
外務省	領事局政策課	市民部
財務省	大臣官房	企画財政部
文部科学省	スポーツ・青少年局学校健康教育課	教育委員会
厚生労働省	健康局結核感染症課	健康福祉部
農林水産省		産業部
経済産業省		産業部
中小企業庁		産業部
国土交通省	危機管理担当室	都市整備部

ア 県内の情報

県ホームページ <http://www.pref.mie.jp/>

三重県感染症情報センター <http://www.kenkou.pref.mie.jp/>

イ 国の情報

厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/>

国立感染症研究所 <http://www.nih.go.jp/niid/index.html>

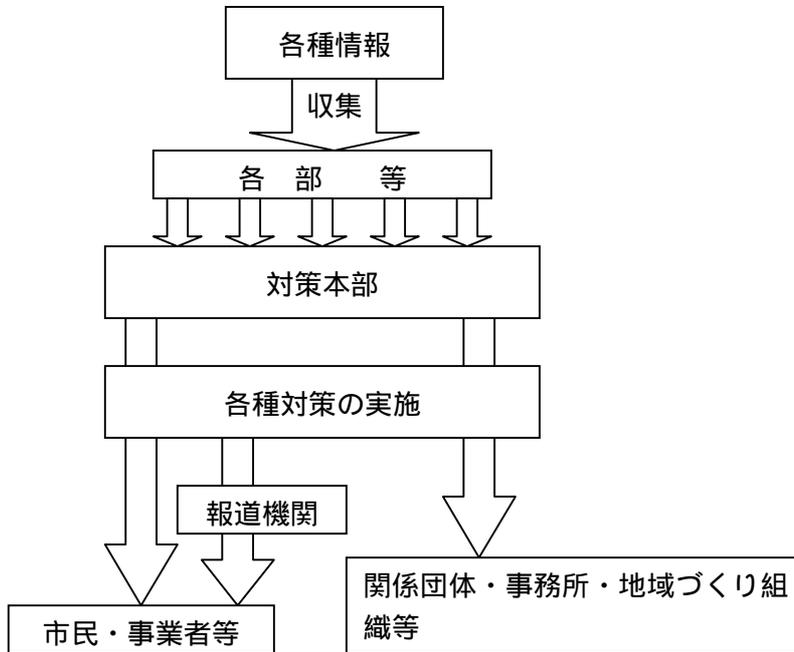
国立感染症研究所の感染症情報センター <http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>

検疫所 <http://www.forth.go.jp>

外務省海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>

(2) 情報の提供

情報の提供系統図



(3) 広報

対策本部事務局は、情報を迅速かつ的確に市民に広報し、新型インフルエンザの特徴、現在の状況と今後の予測、感染予防、まん延防止対策等について正確な情報をタイムリーに周知することにより、被害の軽減と社会の混乱の防止、市民生活の安定を図る。

《体制と要領》

広報に当たっては、国、県及びその他の関係機関と連携して、一元的に行う。この際、報道機関との調整は企画財政部が行う。

(ア) 体制

	関係部等	企画財政部
共通	市対策本部設置後は、市対策本部が広報方針を決定	
記者発表、資料提供	原稿の作成	必要に応じて報道機関との記者発表日時、方法の調整
新聞、テレビ、ラジオ	原稿の作成	契約広報枠の活用

ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な情報の掲載と更新 ・関係部局等は情報を掲載及びピックアップ指定 ・海外発生時は関連情報を受信して掲載 	・注目情報等でのトップページ頭出し
広報紙	資料の提供	取材及び原稿の作成

(イ) 要領

対策本部設置時は定例的に、その他の時は随時記者発表又は資料提供を行う。

国内発生期以降の資料提供は感染予防のため、極力メール、ファクシミリを活用する。

努めて次回発表時期を予告するとともに、早期に定時化を図る。

5 相談窓口の設置

発生状況の照会、感染予防対策、健康・生活・仕事 など共通の相談、要望、苦情などに対応するために相談窓口を設置する。

6 市民への普及啓発

あらゆる手段を通じて住民に普及啓発を行う。

(1) 手段

- ・テレビ、新聞、ラジオ、ホームページ
- ・広報紙、ポスター、新聞折り込み広告、小冊子、パンフレット
- ・学校、職場、地域づくり組織等を通じた普及啓発

(2) 内容

情報収集

情報には、(1)国・地方自治体の提供する情報、(2)報道機関が提供する情報、(3)企業や民間団体等が提供する情報、(4)噂・デマ情報などがあり、媒体も広報紙・新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットなど様々なものがある。

中には情報の信憑性・根拠のないものもあり、特に噂には多くの場合ウソが含まれている。こうした情報を過度に信用して誤った対応をすと思わぬ被害に見舞われる。信用のおける機関や人に相談するなど情報の信憑性を確認して冷静に対応することが重要である。

発症者が注意すべき事項

発熱・咳・全身痛などインフルエンザ様症状がある場合、事前連絡なく医療機関を受診

すると、待合室等で新型インフルエンザを他の患者さんに感染させてしまう恐れがある。新型インフルエンザかどうかは検査しなければ症状だけではわからない。このような場合はまず、保健所の発熱相談センターに連絡し、県が指定する医療機関（発熱外来）を受診する。また、外出した時はもちろん、家庭内でも、咳をする際には「咳エチケット」を守って、周囲の人に感染させないように心がけることが必要である。

* 発熱相談センター：発熱している患者さんからの相談を受けるため、保健所内に設置する機関。

* 発熱外来：発熱している患者さんを、他の病気の患者さんから隔離した場所で外来診察する医療機関システム。新型インフルエンザでないと診断されれば、以後は一般の医療機関を受診することになり、新型インフルエンザであれば感染症指定医療機関等に入院することになる。

医療の確保への協力

まん延期には一時的に膨大な患者が発生するため、医師などの医療従事者や薬剤・医療資材が不足する。そういう場合も、生命に関わる患者や人工透析などの継続的な治療が不可欠な患者もいる。また、自分が感染しないためにも、軽症の場合には医療機関の受診や救急車要請は控えることが重要である。

不要不急の外出の差し控え

感染しないために、食料等の生活必需品の買出しなどやむをえない場合以外の不要不急の外出は極力控えることが望まれる。

イベント・集会などの自粛の周知、協力要請

新型インフルエンザの発生、流行状況等を踏まえて、多数の人が集まるイベントや行事の自粛、中止等呼びかける。

市民の協力等

新型インフルエンザ対策の迅速で的確な実施及び感染拡大を防止するためには、市民の理解と協力が不可欠である。

市民、地域づくり組織、事業所等が、新型インフルエンザの特性を良く理解し、対策を行うとともに、国及び関係機関との連携を保ちながら、的確な行動をとることが必要である。また、社会活動が停滞することも予測されることから、その維持のためにも市民の協力が必要である。

第2章 各フェーズにおける対応

前段階（未発生期）

1 状 況

これまで、家きんなどに高病原性鳥インフルエンザ等が発生し、ヒトへの感染も見られるが、海外及び国内でヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザの発生は確認されていない。新型インフルエンザの発生を防止するため、国内外で、鳥インフルエンザ等の流行の封じ込めとヒトへの感染防止のための努力を行っている。

2 基本的な考え方

市は、新型インフルエンザ発生に備えた感染予防対策の市民に対する普及啓発及び各種の準備を行う。

また、新型インフルエンザの発生を防止するため、市内の鳥インフルエンザ等の発生予防及びまん延防止対策を確実にいき、万が一、市内で鳥インフルエンザ等による家きんの集団死が発生した場合は、「名張市新型インフルエンザ対策本部」により鳥インフルエンザ等の流行を封じ込める。

3 危機管理体制

(1) 方 針

健康福祉部は、海外で新型インフルエンザ等のヒト - ヒト感染が疑われるなど、重要な情報を入手した場合は、必要に応じ「名張市新型インフルエンザ対策推進会議」(主担：健康福祉部) を開催し、情報連絡体制を強化するとともに、感染予防策及び普及啓発を実施する。

各部等は、最低限必要な業務等についてあらかじめ検討し、新型インフルエンザの感染により、出勤できない職員が相次いで生じた際にも業務が継続できる準備を行う。また、新型インフルエンザに関する各種の計画及びマニュアルの作成や見直し、修正を行い、実効性を確保する。

(2) 市の体制

部等名	役割
各部共通	<ul style="list-style-type: none"> ・各部内の体制の確保 ・新型インフルエンザに関する情報(兆候を含む)の収集 ・国、県・各部(室)等・関係機関・事業者との連携と情報の共有 ・県及び近隣市町村及び関係機関等の危機管理体制の確認
危機管理室	<ul style="list-style-type: none"> ・県・近隣市町村及び関係機関等との連携
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・名張市新型インフルエンザ対策推進会議の開催

4 情報収集

(1) 方針

新型インフルエンザが発生していないこの段階において、下記の各部等は、新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザの発生状況に関する情報を収集し、市民をはじめ各部等や関係機関等に発生状況、予防対策等の情報を提供する。このため、情報の収集及び提供に係る連絡体制を確立する。

(2) 情報の収集

各部等は、関係機関等と緊急時の対応を事前に打ち合わせておくとともに、各関係機関・団体等のそれぞれの緊急連絡先を確認する。

また、対応マニュアルの作成、事務従事にあたっての感染予防注意事項の周知、普及啓発等を関係団体等へ要請する。

収集項目	担当	内容
新型インフルエンザ	産業部	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥インフルエンザを中心とする感染症情報の収集 感染症発生動向調査システムを活用 県及び関係機関との連絡体制の確認 近隣市町村との情報共有 養鶏農場及び野鳥におけるサーベイランスの強化 家きん飼育者からの異常家きんの早期発見、早期通報の徹底

新型インフルエンザ	健康福祉部	・海外での発生状況 ・各省庁及び県の対応方針、状況 ・インフルエンザや感染症の集団発生状況
学校等の状況	教育委員会 健康福祉部	・保育所、幼稚園、小中学校等の状況
社会福祉施設、医療機関等の状況	健康福祉部 市立病院	・社会福祉施設、医療機関等の状況
事業所等の状況	産業部 都市整備部 上下水道部	・ライフライン企業、その他関係する団体等の状況
県及び近隣市町村の状況	健康福祉部 危機管理室	・県及び近隣市町村の状況

5 感染予防

(1) 方針

各部等は、新型インフルエンザに変異する可能性がある高病原性鳥インフルエンザの封じ込め、新型インフルエンザの感染予防策及び市民への感染予防策の普及啓発を行う。

(2) 医療

サーベイランス

健康福祉部は、伊賀保健所・名賀医師会・医療機関等の協力を得て、疑い症例調査支援システムから情報を入手する。

医療及び予防体制

健康福祉部は、医療体制を確保するため、次のことを行う。

- ・新型インフルエンザ患者の受け入れ可能な医療機関及び使用可能な病床数を伊賀保健所と連携のうえ把握する。
- ・医療機関の準備状況（感染対策用資材、医療従事者など）を把握する。

また、市立病院では、発熱外来設置のための検討を行う。

(3) 保育所及び幼稚園・学校等における感染予防

健康福祉部・教育委員会は、以下の事項の確認及び検討等を行うよう保育所、幼稚園、学校等へ周知する。

- ・ 新型インフルエンザに関する計画及びマニュアルを作成する。
- ・ 情報収集及び情報の共有体制を整備する。
- ・ 連絡体制を整備する。
- ・ 新型インフルエンザの発生に備え、情報収集の実施及び体制の整備、マニュアルの作成、感染防止に必要な物品を整備する。

(4) 施設における感染予防

各部等は、管理または関係する施設について、市内における新型インフルエンザ患者発生に備えた対策を行う。

対象施設	関係部	内 容
各所管施設	各部共通	・各施設ごとの感染防止対策マニュアルの検討と作成 ・不特定多数の市民が利用する施設等への周知
駅・ショッピングセンター等	危機管理室 企画財政部 都市整備部	・事業者に対して、不測の事態に備えて対策を講ずるよう協力要請
学校以外の教育関係施設	教育委員会 企画財政部 健康福祉部 生活環境部	・学校以外の教育関係施設(図書館、公民館、市民センター、文化センター、青少年センター、体育館、武道交流館、子育て支援センター、市民活動支援センター、教育研究所等)において、情報収集の実施及び体制の整備
社会福祉施設等	健康福祉部	・社会福祉施設等に対し、年間を通じて、通常のインフルエンザと同様に感染防御に努めるよう指導

6 社会機能の維持

(1) 方 針

各部等は、特に社会機能の維持に関わる事業者等に対し、事務継続の必要性から、業務交代や補助要員の確保などに留意して、新型インフルエンザ流行時の業務の運営体制について検討を進めるように要請するとともに、必要な支援を行う。

(2) 生活関連物資等の流通と価格の安定

健康福祉部は医薬品等、産業部は物資について、市内に安定的に供給が得られるよう事前に関連業者等との協力体制を構築する。この際、災害時の応援協定を締結している関連業者等については、協定の実効性を確保する。また、追加すべき業者があれば協定の締結を働きかける。

(3) 事業所等の業務継続の要請

各部等は、所管する関係事業者等に対して、業務継続に向けた新型インフルエンザ対策を講じるよう要請する。

7 行政サービスの維持

(1) 業務継続のための職員体制の全体計画の整備

各部等は、出勤できない職員の増加を想定した所管業務の取扱いの検討（事業・事務の実施時期・内容の見直し等（中止、延期、縮小等））を行い、総務部（人事研修室）において把握及び調整を行い、職員体制の全体計画を整備する。

(2) 感染予防のための職場での事前措置

総務部は、必要に応じて、以下の事前措置を講じる。

- ・ 新型インフルエンザに関する知識の周知と意識啓発
- ・ 職員等に感染予防策や健康状態の自己把握に努めるように周知
- ・ 感染拡大防止のための勤務体制の検討

感染予防・感染拡大防止のための物品の備蓄

危機管理室、健康福祉部は、マスク等の防疫資材の買い占め等による物品の不足が想定されるため、必要な防疫資材（マスク、ゴーグル、エプロン、キャップ、手袋、手指消毒剤、消毒用アルコール等）をあらかじめ備蓄しておく。

8 広報と相談窓口の設置

(1) 広 報

方 針

健康福祉部は、企画財政部及び危機管理室と連携し、新型インフルエンザの基礎知識と予防策などについて年間を通して広く市民・事業者等へ呼びかける。

広報すべき内容

項目	内容
基礎知識	・新型インフルエンザ一般、国・県及び市の対策、市民の協力
(普及・啓発) 個人・家庭・ 事業所での 対処方法	・うがい、手洗い、マスク着用、咳エチケットの励行 ・食料、水、日用品の確保と備蓄 ・新型インフルエンザ発生後の発熱時の対応、(発熱相談センター、発熱外来) ・事業者向け対処方法(社会的責任の重要性や事業継続するための方策(マニュアル作成))の周知

広報の方法

健康福祉部及び企画財政部は、市ホームページ、市広報、ケーブルテレビ、FMラジオなどの広報媒体を活用して広報を行う。また、報道機関への記者発表や資料提供も積極的に行うとともに、地域づくり組織に対しても市民への周知について協力要請を行う。

(2) 相談窓口

健康福祉部は、相談窓口設置時の円滑かつ適正な対応を行うため、Q & A 及び対応マニュアル等を作成する。また、各部においても、必要に応じて市民からの相談に対応するために Q & A を作成する。

9 その他

(1) 新型インフルエンザ発生時の廃棄物の処理に関する対策

生活環境部は、廃棄物処理法上の適正な処理を行うため、必要に応じ、感染性廃棄物の処理対策を検討する。

(2) 火葬等の体制整備

生活環境部は、パンデミックに備えた火葬体制の在り方等について検討する。

第一段階（海外発生期）

1 状 況

海外においてヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザの発生が確認された段階。海外で新型インフルエンザが発生した場合、数日のうちにウイルスが世界に広がると言われている。このため、ウイルス感染者の水際での侵入防止策を徹底し、市内でのまん延を可能な限り防がなければならない。

2 基本的な考え方

予想を超えたスピードで国内発生に至るケースが考えられることから、市内発生に対する事前準備を先行的に行う。

そのため、市は、県及び関係機関と連携しながら、新型インフルエンザの市内侵入阻止のための体制整備に努めるほか、サーベイランス体制を強化する。また、市民への感染予防対策の普及啓発と市民からの相談体制を強化する。

3 危機管理体制

（1）方 針

「名張市新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき、対策本部を設置する。

対策本部は、収集した新型インフルエンザに関する情報の一元化、共有を図るとともに、必要に応じてライフライン機能維持のための対策、施設を稼動するための要員確保、職員の感染拡大防止策、物資の確保等の事項について検討を行う。

また、市民及び事業者等に対しても、情報の提供及び注意喚起を行うとともに、新型インフルエンザ患者の発生状況等を把握するため、情報連絡体制を速やかに確立し、必要な情報の提供を要請する。

なお、入手した情報により、新型インフルエンザに対する各種の計画及びマニュアルの見直しと修正を行い、実効性を確保する。

(2) 市の体制

部等名	役割
各部共通	<ul style="list-style-type: none"> ・名張市新型インフルエンザ対策本部を設置 対策本部員会議の開催 対策本部においては、新型インフルエンザの症状、感染力、致死率、潜伏期間、予防方法等について収集できている情報を共有、分析 今後の対応方針について協議 ・各部内の対策のための体制を整備(対策会議等の設置) 情報の一元化、共有 ・各部間における情報の共有、分析 ・新型インフルエンザに関する情報(兆候を含む)の収集 ・国、県・各部・関係機関・事業者との連携と情報の共有 ・県及び近隣市町村及び関係機関等との危機管理体制の確認 ・各部の対応状況を対策本部へ報告
危機管理室 健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部事務局の運営
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等における新型インフルエンザ対応の体制を整備
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、小中学校等における新型インフルエンザ対応の体制を整備

(3) 関係機関との連絡調整

対策本部は、県、関係機関との連絡体制、相互協力体制を確立する。

健康福祉部は、伊賀保健所、医療機関、名賀医師会の医療体制等を確認し、必要に応じ協力を要請する。

4 情報収集

(1) 方針

各部等は、国、県、所管する関係団体、事業者等を通じて、海外での発生状況、国内での発生兆候、市民生活に影響を及ぼす社会・経済活動等の情報について主体に情報収集を行う。あわせて、発生状況の情報提供と感染防止対策の普及啓発を行う。

(2) 情報の収集

各部等は、県及び関係機関等と緊急時の対応を事前に打ち合わせておくとともに、所管する関係団体、事業者等のそれぞれの緊急連絡先を確認する。

また、対応マニュアルの作成、事務従事にあたっての感染予防注意事項の周知、普及啓発等を関係団体等へ要請する。

収集項目	担 当	内 容
新型インフルエンザ	各部共通	・国外発生状況 ・国、県の対応方針、状況 ・インフルエンザや感染症の集団発生状況
	健康福祉部	・新型インフルエンザ等を中心とする感染症情報 感染症発生動向調査システムを活用 県健康福祉部、伊賀保健所との連絡体制を強化 近隣市町村との情報の共有
海外に滞在している学生等の状況	教育委員会	・海外(特に発生国及び周辺国)に修学旅行や研修旅行などで滞在している学生等の把握および罹患状況
学校等の状況	教育委員会 健康福祉部	・保育所、幼稚園、小中学校等の状況
社会福祉施設、医療機関等の状況	健康福祉部 市立病院	・社会福祉施設、医療機関等の状況
事業所等の状況	産業部 都市整備部 上下水道部	・ライフライン事業者、その他関係する団体等の状況
県及び近隣市町の状況	健康福祉部 危機管理室	・県及び近隣市町村の取り組み状況

5 感 染 予 防

(1) 方 針

各部等は、国内感染が拡大した場合の感染防止対策を準備する。また、新型インフルエンザの感染予防について市民への周知を徹底する。

(2) 医 療

サーベイランス

健康福祉部は、県（伊賀保健所）、名賀医師会、医療機関等及び消防本部等からサーベイランス情報を入手する。

救急機能の確保対策

健康福祉部は、事前に県や消防本部と協議し、パンデミック期における患者の移送体制の確立を図る。

医療体制

健康福祉部は、次の事項を行う。

- ・ 市内及び指定病院における使用可能な病床数の確認
- ・ 発熱外来の設置場所及び使用可能な病床情報を関係機関等（伊賀保健所・名賀医師会・消防本部等）で共有
- ・ 医療機関の準備状況（感染対策用資機材、医療従事者など）の把握

(3) 保育所及び幼稚園・学校等における感染予防

健康福祉部・教育委員会は、県健康福祉部及び県教育委員会と連携を図るとともに、新型インフルエンザ対策が適切に実施されるよう、保育所、幼稚園、小中学校等に要請を行う。

(4) 施設における感染予防

各部等は、管理または関係する施設について、市内における新型インフルエンザ患者発生に備えた対策を行う。

対象施設	関係部	内 容
各所管施設	各部共通	・感染防止策の管理者への要請と施設利用者への周知 ・不特定多数の市民が利用する施設等への周知
駅・ショッピングセンター等	危機管理室 企画財政部 都市整備部	・事業者に対して、不測の事態に備えて対策を講ずるよう協力要請

学校以外の教育関係施設	教育委員会 企画財政部 健康福祉部 生活環境部	・学校以外の教育関係施設(図書館、公民館、市民センター、文化センター、青少年センター、体育館、武道館、子育て支援センター、市民活動支援センター、教育研究所等)においては、感染症の防止措置を講じるとともに、施設利用者へ周知等の対応
社会福祉施設等	総務部 健康福祉部	・社会福祉施設、児童福祉施設等の全職員に新型インフルエンザの情報を正確に伝達 ・職員に対して、職員・利用者の感染防御や健康状態の把握を行うよう、注意喚起、職員の発生国への渡航自粛 職員、利用者に新型インフルエンザと思われる症状が発生した場合は、速やかに発熱相談センター(保健所)に相談するように指導 各施設に対応マニュアルを作成するよう指導

(5) 発生国に滞在又は渡航する市民に対する呼びかけ等

企画財政部は、海外渡航先の関連情報を市ホームページ等への掲示により、情報の提供を行う。

6 社会機能の維持

(1) 方針

各部等は、生活関連物資等の流通と価格の安定、ライフライン等の確保及び交通機関の確保に対しての事業者等への働きかけと、事業者や生産者が感染予防や発生状況に無関心で対応が遅れることがないように、感染予防策を要請する。

(2) 事業者等の業務継続の要請

各部等は、所管する関係事業者等に対して、新型インフルエンザ対策を講じるよう要請する。

(3) ライフライン等の確保

各部等は、電力、ガス、水道、通信のライフライン関係事業者等に対して、新型インフルエンザ対策を講じるよう要請する。

7 行政サービスの維持

(1) 行政活動の調整

行政活動の調整

各部等は、あらかじめ新型インフルエンザの市内における発生を想定し、各室所管業務の優先順位化作業や各部室間での応援体制を確認する。

また、引き続き出勤できない職員の増加を想定した所管業務の取り扱いの検討（事業・事務の実施時期・内容の見直し等（中止、延期、縮小等を含む））を行う。

勤務要員の確保

各部等部は、要員の確認等を行う。

- ・要員が不足した場合に対応可能な職員等を確認するとともに、新型インフルエンザに感染した場合等における指揮命令系統等についても確認する。
- ・新型インフルエンザの感染が拡大した際に、要員となる職員に対しては、その旨を本人に通知する。他部室の職員にも、要員が不足した際の協力を要請する。

なお、各部等は、部内等における対応状況等について対策本部事務局に報告を行う。

(2) 職員等への感染予防のための事前措置

新型インフルエンザの感染予防対策について、総務部は、以下の措置を講じる。

感染予防策の実施

国及び県からの新型インフルエンザに関する情報に注意しつつ、その流行の度合いに応じた対応等、職員等に対して必要に応じて感染予防と感染拡大予防措置について、意識啓発する。また、職員に対して、新型インフルエンザに関する知識、感染予防対策、海外発生地域、規模及び感染状況等の周知を行う。

職員管理

総務部は、渡航歴のある職員（家族を含む）等については、健康状態の把握を行い、必要に応じて医療機関での受診または保健所への電話相談を行うよう指導する。

8 広報と相談窓口の設置

(1) 広 報

方 針

危機管理室、健康福祉部は、企画財政部と連携し、あらゆる手段を通じて、新型インフルエンザに係る情報の広報を行う。また、報道機関に対しても、国、県の情報をベースとして、記者発表、資料提供等を行い、市民等の不安の解消及び注意喚起を迅速かつ正確に行う。

また、各部等においては、業務を通じて関係する機関等にも広報及び啓発などの注意喚起を行う。

広報すべき内容

項 目	内 容
海外での発生状況	<ul style="list-style-type: none"> ・WHO及び厚生労働省のフェーズ4の宣言 ・発生状況(国名、都市名) ・確定診断の状況 ・健康被害の状況(感染者数、死亡者数) ・WHOが公表する対応、予防方法(WHOが発生国への渡航自粛勧告を出していることを含む)等
(協力依頼) 市民・事業者への呼びかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ発生国への渡航自粛
(普及啓発) 個人・家庭・事業所での感染予防対策	<ul style="list-style-type: none"> ・うがい、手洗い、マスクの着用、咳エチケットの励行 ・食料、水、日用品の確保と備蓄、不要不急の外出自粛 ・発熱時の対応、(発熱相談センター、発熱外来) ・事業者向け対処方法[社会的責任の重要性や事業継続するための方策(マニュアル作成)]の周知
基礎知識	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ一般、国・県及び市の対策、市民の協力

広報の方法

(ア) 広報の手段

項 目	方 法
マスメディアの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・記者発表または資料提供による
市ホームページ 市広報・ケーブルテレビ・FMラジオ	<ul style="list-style-type: none"> ・「緊急情報」枠として市HPのトップページに頭出し ・注目情報としての取り扱い ・ 広報すべき内容に記述された内容について掲載
地域づくり組織	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり組織への情報提供

(1) 報道機関への情報提供方法

企画財政部は、感染防止の観点から、状況に応じて報道機関への情報提供のための調整を行う。また、必要に応じ、地域づくり組織へも情報提供を行い、市民への周知等の協力要請を行う。

(2) 相談窓口

市民の新型インフルエンザに対する関心が高まり、海外での患者の発生や国内、県内での状況及び感染予防対策等に関する相談が予想される。

健康福祉部は、名張市保健センターに相談窓口を開設し、新型インフルエンザに関する情報提供や知識の普及、発熱相談センター（伊賀保健所）及び受診可能な医療機関等の情報の提供等を行うことにより、市民の不安解消や適切な医療機関での受診・治療により、感染拡大の防止に努める。

(3) 外国人住民への対応

企画財政部は、必要に応じて、関連情報を多言語等に翻訳してホームページ等を通じて情報を提供するよう努める。また、外国人住民からの相談にも対応できるよう努める。

9 その他

(1) 新型インフルエンザ発生時の廃棄物の処理に関する対策

生活環境部は、新型インフルエンザ発生時における感染性廃棄物処理対策を検討する。

(2) 火葬等の体制整備

生活環境部は、市営斎場の火葬処理能力及び火葬の際に必要な柩等の消耗品確保に関する情報の収集に努める。

第二段階（国内発生早期）

1 状 況

国内で新型インフルエンザの発生が確認されるが、感染の範囲が非常に限られている段階（三重県内及び大阪府や奈良県での感染は認められていない段階）。今後、県内及び大阪府や奈良県における発生は避けられず、時間の問題である。

2 基本的な考え方

市は、新型インフルエンザの県外から市内への感染をできるだけ防止する。

このため、市内へのウイルスの侵入を出来るだけ水際で防止するとともに、感染が疑われる患者が発生した場合には、速やかに指定医療機関へ搬送する。また、ウイルス検査の結果、新型インフルエンザの感染が確定された場合に備えて、必要な対策を行うとともに、市民への普及啓発を強化し、感染予防を図る。

3 危機管理体制

（1）方 針

市は、第一段階（海外発生期）に引き続き対策本部を設置し、収集した新型インフルエンザに関する情報の一元化、共有を図り、感染拡大期・まん延期に備え、県内発生及び近隣府県の情報収集・監視を行う。また、医療体制の整備、行政サービスの維持、ライフライン機能維持のための対策、施設の稼働のための要員確保、職員の感染予防策、物資の確保等を行う。市民及び事業者等に対しても、情報の提供及び注意喚起を行うとともに、市民生活の安定、新型インフルエンザ患者の発生状況等を把握するため、必要な情報の提供を要請する。

（2）市の体制

部等名	役 割
各部共通	・対策本部の運営 対策本部員会議の開催 対策本部においては、新型インフルエンザの症状、感染力、致死率、潜

	<p>伏期間、予防方法等について収集できている情報を共有、分析</p> <p>今後の対応方針について協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各部内に対策のための体制を継続 情報の一元化、共有 ・各部間における情報の共有、分析 ・新型インフルエンザに関する情報(県内兆候を含む)の収集 ・国、県・各部・関係機関・事業者との連携と情報の共有 ・関係機関等との危機管理体制の確認 ・各部は、対応状況を対策本部事務局へ報告
危機管理室 健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・県、近隣市町村及び関係機関等との連携 ・対策本部事務局の運営
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・市民相談窓口の開設 ・保育所等における新型インフルエンザ対応の体制を継続 ・県及び関係機関等との連携
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、小中学校等における新型インフルエンザ対応の体制を継続

(3) 対応方針の検討

対策本部は、新型インフルエンザの発生地、症状、感染力、致死率、潜伏期間、予防方法等及び社会活動状況について収集した情報を共有・分析し、今後の対応方針について協議する。

部等名		検討すべき内容
各部共通	感染防止策	<ul style="list-style-type: none"> ・市内へのウイルス感染拡大防止対策 ・感染患者対策
	社会活動	<ul style="list-style-type: none"> ・社会機能の維持 ・事業継続等 ・情報連絡体制の強化 ・社会混乱の防止対策 ・関係機関、団体等が主催する不特定多数の「人が集まる事業、行事、講演等」の自粛の要請
	業務の維持	<ul style="list-style-type: none"> ・部内緊急連絡網の再確認 ・感染流行地域と関連する事業の取扱い ・市民生活に必要な業務等への職員の優先配置

		<ul style="list-style-type: none"> ・他部局等からの職員の応援要請 ・業務の優先順位を付け、必要に応じた業務の中止 ・「人が集まる事業、行事等」の開催の自粛
	職員管理	<ul style="list-style-type: none"> ・部内(職場内)の職員感染者(欠勤等)の増加に伴う部内の業務執行体制の維持、確保の実施 ・感染者、感染が疑われる職員の出勤の自粛
	関係機関の体制の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・部内の各所属での情報共有、連絡調整 ・災害時の協定を締結している事業者と食料調達等の調整 ・一般廃棄物焼却施設での感染性廃棄物の処理体制 ・対応困難となった遺体への対応、火葬場の処理能力等体制
健康福祉部		<ul style="list-style-type: none"> ・医療確保のための調整 ・在宅の高齢者、障害者、乳幼児等の把握と必要な支援 ・社会福祉法人、社会福祉施設等の危機管理体制の確認を要請
教育委員会		<ul style="list-style-type: none"> ・下記の対応を行う。

教育委員会の体制及び対応

- ・新型インフルエンザ様症状の発生・感染の状況について、学校等との連絡を密に行う。
- ・児童生徒や教職員等に新型インフルエンザ患者等が発生した場合などにおいては、学校の全部又は一部の臨時休校の措置を講じることについてただちに検討し、適切に対処する。また、必要と認められた場合は学校の閉鎖を検討し実施する。

学校への指導

- ・新型インフルエンザ様症状の発生・感染があれば、速やかに報告する。
- ・児童生徒等に新型インフルエンザ患者が発生した場合には、各学校において出席停止等の措置を適切に講じる。また、これらの児童生徒等が、風評により不当な扱いを受けることがないようにする。
- ・児童生徒や教職員等に新型インフルエンザ患者等が発生した場合には、学校の全部又は一部の臨時休校の措置を講じることについて、直ちに検討し、教育委員会に相談する。
- ・教育委員会が、臨時休校又は学校の閉鎖の措置を決定した場合は速やかに実施する。
- ・国内発生地域への修学旅行などについて自粛を含めて再検討する。
- ・臨時休校等の措置を講じる場合には、その範囲や期間等についてウイルスの感染力や疾患の症状など様々な情報を総合的に判断する必要があるため、国及び県対策本部から発表される情報に十分留意する。
- ・臨時休校等の期間における家庭と学校との連絡方法、家庭での過ごし方等について混乱の生じないように、十分な指導を行う。

学校の体制及び対応

- ・校内の対策会議を設置し、保健所や学校医等からの助言などを受けつつ、学校の衛生

管理、感染予防対策の強化等対応の準備を開始する。

- ・ 新型インフルエンザへの感染等で、一時的に多数の教職員が休暇を取得した場合の学校における運営体制を検討する。
- ・ 児童生徒、保護者、教職員等に、新型インフルエンザに関する情報（文部科学省や厚生労働省のホームページ上の情報等）を正確に伝え、情報の共有を図るとともに新型インフルエンザ対応マニュアルについて、教職員に再度周知徹底する。
- ・ 児童生徒、教職員に対して、感染防止や健康状態の把握に努めるよう注意喚起を行う。
- ・ 保護者に対して、児童生徒及び家族の健康状態に特に留意するよう指導する。
- ・ 38度以上の発熱・頭痛・咳・全身倦怠感等のインフルエンザ様症状があれば、発熱相談センター（保健所）に連絡のうえ受診するよう指導する。
- ・ 予防のための留意事項（人込みを避ける、マスクの着用、うがい、手洗い、咳エチケット）が徹底されるよう指導する。
- ・ 児童生徒等に新型インフルエンザ患者が発生した場合には、各学校において出席停止等の措置を適切に講じるとともに、速やかに教育委員会に報告する。
- ・ 教育委員会が学校の全部又は一部の臨時休校や学校の閉鎖の措置を決定した場合は速やかに実施する。
- ・ 新型インフルエンザ患者が発生した場合、感染症法に基づき、入院勧告等の措置が講じられることから、感染症法に基づく要請に対して速やかに協力する。
- ・ 発生時には、パニックを起こさず、正しい情報に基づき保健所や学校医等と相談の上適切な判断・行動をとる。

（４）関係機関との連絡調整

対策本部は、県（伊賀保健所、県民センター）、防災関係機関、ライフライン関係事業者との連絡通報体制、相互協力体制を確立し、情報の収集及び提供に努める。

また、健康福祉部は、国内発生状況について、県及び近隣市町村との情報の共有を図り、名賀医師会及び医療機関等の医療体制等を確認し、必要に応じ協力を要請する。

4 情報収集

（１）方針

各部等は、市内での新型インフルエンザ感染防止のため、発生状況あるいは兆候に関する情報をあらゆる手段を通じて入手する。さらに、市民生活に影響する状況あるいは兆候を早期に把握し、社会混乱を未然に防止する。

このため、あらかじめ確認した情報連絡システムにより、所管する関係団体、事業者等に対して、それぞれが行うべき対応について改めて確認する等注意喚起を行う。

(2) 情報の収集

各部等は、県及び関係機関等と緊急時の対応を事前に打ち合わせておくとともに、各関係機関・団体等のそれぞれの緊急連絡先を確認する。

収集項目	担当	内容
新型インフルエンザ	各部共通	<ul style="list-style-type: none"> ・国内(県内)の発生状況 ・国、県及び関係機関の対応状況 ・インフルエンザや感染症の集団発生状況等
	健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等を中心とする感染症情報 ・感染症発生動向調査システムを活用 ・県(伊賀保健所)との連絡体制を強化 ・近隣市町村との情報の共有
検疫情報	健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・県内における検疫体制及び状況等
ライフラインの情報	危機管理室 産業部 都市整備部 上下水道部	<ul style="list-style-type: none"> ・電気、ガス、上下水道、通信、公共交通機関等
食料	産業部	<ul style="list-style-type: none"> ・物価の動向 ・農産物の生産・流通状況
学校等の状況	教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の発生状況及び対策措置の実施状況
社会福祉施設、医療機関等の状況	健康福祉部 市立病院	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設、医療機関等の状況
事業所等の状況	産業部 出納室	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所、商工会等労働関係機関等の状況 ・指定金融機関及び金融機関等の状況
県及び近隣市町村の状況	健康福祉部 危機管理室	<ul style="list-style-type: none"> ・県及び近隣市町村の取り組み状況

5 感染防止

(1) 方針

県内発生に備え、感染者の早期確認及び医療の確保を行うとともに、市民への感染予防対策について、啓発活動を徹底して行う。

(2) 医 療

サーベイランス

各サーベイランスの継続強化を行う。

救急業務体制の強化

(ア)患者移送体制の確保

消防本部は、感染拡大期における患者の移送体制を再確認する。

(イ)救急機能の確保対策

・救急出動

危機管理室、健康福祉部、消防本部は、市民に対し、市ホームページや市広報、ケーブルテレビ、FMラジオ等によりインフルエンザ様症状の場合でも、軽症の場合には、緊急出動要請を控えるよう広報する。

- ・消防本部は、新型インフルエンザの感染拡大による救急需要の拡大に備え、救急業務体制の強化を図る。

また、消防職員（救急隊員）に感染が広がった場合は、勤務ローテーションの変更、他部署の職員転用等消防・救急業務に支障が生じない措置を講じるものとする。

- ・消防本部に対する救急隊員への感染防止策の徹底

新型インフルエンザ患者（疑似症患者を含む。）に濃厚接触した救急隊員等で感染防御せず暴露した恐れがある場合には発熱相談センター（保健所）に連絡する。

職員の健康状況を確認し、38度以上の発熱及び急性呼吸器症状を発症した職員には発熱相談センター（保健所）に連絡するとともに、出勤を控えるよう指導する。

また、外部の人と接触する場合には感染防止のためマスクを着用すること等の感染防止対策を徹底する。

医療体制

健康福祉部は、医療体制を確保するため、次の事務を実施する。

- ・受け入れ医療機関の体制確保について県と連携する。
- ・医療機関での二次感染予防対策の徹底について、各医療機関へ要請
- ・名賀医師会等への情報提供及び協力要請（大規模流行に備えて医療従事者の確保など）

医薬品（マスク等）等の確保

健康福祉部は、マスク等防疫資材の確保を行う。

(3) 保育所及び幼稚園・学校等における感染防止

健康福祉部・教育委員会は、県健康福祉部及び県教育委員会と連携を図るとともに、新型インフルエンザ対策が適切に実施されるよう、保育所、幼稚園、小中学校等に要請を行う。

(4) 施設における感染防止

各部等は、管理又は関係する施設について、県内での新型インフルエンザ患者発生に備えた対策を行う。

対象施設	関係部	内 容
共通	各部	・感染防止策の管理者への要請と施設利用者への周知 ・不特定多数の市民が利用する施設等への周知
駅・ショッピングセンター等	危機管理室 企画財政部 都市整備部	・事業所、営業所等の感染状況を把握し、利用者に情報提供 ・事業者において、運行の是非を判断
学校以外の教育関係施設	教育委員会 企画財政部 健康福祉部 生活環境部	・学校以外の関係施設(図書館、公民館、市民センター、文化センター、青少年センター、体育館、武道館、子育て支援センター、市民活動支援センター、教育研究所等)においては、感染防止措置を強化するとともに、施設利用者への周知等対応を強化する ・感染拡大防止のための臨時休館等を検討 ・職員のマスク利用、うがい、手洗いの励行を徹底。
社会福祉施設等	健康福祉部	・情報提供を行い、以下の事項を要請する。 ・危機管理体制の確認 ・利用者の家族への情報提供 ・施設内での感染拡大予防のための措置 ・施設運営体制の整備と必要な事項の指示徹底

(5) 社会活動の制限

各部等は、新型インフルエンザのまん延を防止するため、県外からの参加が明らかに見込まれない地域限定的なイベントを除き、市が実施する集客イベント及び集会等について、開催を自粛する。

(6) 住民への支援

高齢者、障害者、乳幼児等への支援

健康福祉部は、在宅の高齢者、障害者、乳幼児等に対する見回り、訪問看護、食事の提供、医療機関への移送に関する支援準備を行う。

食料、生活必需品等の購入困難な家庭への支援準備

外国人住民への対応

企画財政部は、必要に応じて、関連情報を多言語等に翻訳してホームページ等を通じて情報を提供するよう努める。また、健康福祉部が開設する相談窓口には、必要に応じて、通訳等を派遣するなどして、外国人住民からの相談に対応できるよう努める。

6 社会機能の維持

(1) 方針

各部等は、生活関連物資等の流通と価格の安定、ライフライン等の確保及び交通機関への対策を行うよう事業者等へ働きかけるとともに、事業者や生産者が感染予防や発生状況に無関心で対応が遅れることがないように、感染予防対策を要請する。

(2) 生活関連物資等の流通と価格の安定

産業部は、一時的な生活関連物資等の不足が予測されることから、関連する事業者等に対して安定供給への要請を行う。

(3) 事業所等の業務継続の要請

各部等は、所管する関係事業者等に対して、新型インフルエンザ対策を講じるよう要請する。

産業部は、感染予防対策の徹底と業務活動に関する注意喚起及び業務継続への要請を行う。また、関係団体等と連携して農業関係者、商工業事業者の相談窓口を設置する。

(4) ライフライン等の確保

各部等は、ライフライン等関係事業者に働きかけ、社会生活に与える影響を最小限に食い止めるよう、供給体制の維持を要請する。

(5) 公共交通対策

事業者への要請

都市整備部は、事業者に対して、国内発生地域の状況を情報提供し、発生地域への運行の自粛を要請するとともに、発生地域への運行の際は、十分な感染防止対策をとるよう依頼する。

また、産業部は、市観光協会等と連携するとともに、関係団体に対しても協力を要請する。

公共交通機関利用者に対する広報への協力依頼

健康福祉部及び危機管理室は、鉄道駅構内、鉄道車両内、バス車両内など、公衆の目に触れる場所で、ポスター類の掲示、構内放送及び車内放送などにより、利用者に対し、マスクの着用等を周知することを事業者等に対し、協力依頼する。

7 行政サービスの維持

(1) 方針

各部等は、感染者拡大による欠勤職員増加を想定し、各部において業務継続計画等に基づき、優先順位が高い必要な業務を継続実施する。状況に応じて、職員派遣要請等による必要な職員の確保や、臨時的な人員配置の見直しを検討し、職場内での感染防止及び感染者拡大による欠勤職員の増加に対する部内の業務維持対策（各室において業務に優先順位を付け、必要な業務の維持）を実施する。

(2) 業務継続のための職員体制の全体計画の整備

総務部は、市の業務継続体制の整備を行う。

初動部門の体制及び初動部門への応援及び後方支援体制の整備

対策本部事務局などの交代体制、各部間の調整等

長期化、感染拡大に備えた全庁の体制の整備

職員の派遣、受け入れ、臨時採用を含めた体制の整備

各部局の業務縮小・延期・中止計画のとりまとめ及び対策本部への提出

(3) 職員等の感染予防のための措置

総務部及び健康福祉部は、以下の措置を講ずる。

感染予防の実施

(ア) 普及啓発

新型インフルエンザへの感染を未然に防止するため、職員（家族を含む。）に対するインフルエンザ感染防止対策の励行の指導

- ・うがい、手洗い、消毒、廃棄物の処理方法、咳エチケットの励行等について、職員及び家族に対する各種感染防止対策の徹底
- ・新型インフルエンザに関する職員からの問い合わせに対応する相談窓口等を設置し、予防策（手指消毒、廃棄物の措置方法等を含む）の周知徹底及び新型インフルエンザに関する基礎知識を掲載する等職員への意識啓発を強化

(イ) 情報の提供

- ・全職員へ発生情報を周知して注意喚起

職員管理

総務部は、職員の勤務管理による感染予防強化を行う。

- ・職員等の感染状況を確認し、職員に新型インフルエンザの感染が疑われる場合の発熱相談センター（保健所）への連絡
- ・発生都道府県へ出張・旅行歴のある職員等の健康状態の把握及び必要に応じて医療機関での受診の指導
- ・発生地域に勤務する市職員の罹患状況の把握
- ・感染拡大防止のための勤務体制の検討
- ・発生した都道府県への職員の出張の自粛（禁止）の検討・指示及び発生地域からの人の受け入れの自粛
- ・講習会、各種会議等多数の人が集まる行事への参加、出席の自粛

(4) 市庁舎内における衛生管理

総務部及び各部等は、マスク等の物資を対象となる職員に配布し、感染予防用具等の装着及び使用を義務づけ、次の事項を指示する。

- ・来客の多い職場においてマスクを着用する等の感染防止対策

- 緊急を要するものを除いて対面による会議は中止又は延期し、原則として電話、FAX、メール等を利用する等の措置
- ・職員や家族の感染状況を確認し、新型インフルエンザへの感染が疑われる者も含め、感染者の出勤を控える等の措置

8 広報と相談窓口の設置

(1) 広 報

方 針

危機管理室、健康福祉部は、企画財政部と連携し、あらゆる手段を通じて、普及啓発を行うとともに、国（厚生労働省） 県の情報をベースとして、国内での発生状況を得られる範囲内で発表を行い、市民等の不安の解消、注意喚起を迅速かつ正確に行う。

また、各部等は、業務を通じて事業者等に感染防止対策及び事業継続について、注意喚起を行う。

広報すべき内容

項 目	内 容
国内での発生状況	<ul style="list-style-type: none"> ・発生したと思われる県名(滞在期間) ・居住市町名、性別、年齢等の基本条件 ・患者や濃厚接触者に対する県及び市の対応(患者の入院勧告措置、濃厚接触に対するタミフルの予防投薬、10日間の健康監視、外出の自粛等) ・その他、疫学調査から判った安心情報 ・不特定多数の者との接触機会の有無と、接触があったと考えられる時の接触機会の状況及び接触者の健康状況 ・感染様式 ・日頃からできる感染予防方法等
生活関連情報	<ul style="list-style-type: none"> ・市民生活への影響
市民・事業者への呼びかけ(協力依頼)	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ発生地域への旅行・出張等の自粛 ・新型インフルエンザの発生状況、市民生活への影響軽減や社会活動維持のための対策、まん延防止のための外出の自粛、休業、集会等の自粛呼びかけ等

個人・家庭・事業所での感染予防対策(普及啓発)	<ul style="list-style-type: none"> ・うがい、手洗い、マスクの着用、咳エチケットの励行 ・食料、水、日用品の確保と備蓄 ・発熱時の対応、(発熱相談センター、発熱外来) ・事業者向け対処方法[社会的責任の重要性や事業継続するための方策(マニュアル作成)]の周知
基礎知識	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ一般、国・県及び市の対策、市民の協力

広報の方法

(ア) 広報の手段

項 目	方 法
マスメディアの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・記者発表または資料提供による
市ホームページ 市広報・ケーブルテレビ・FMラジオ	<ul style="list-style-type: none"> ・「緊急情報」枠として市HPのトップページに頭出し ・注目情報としての取り扱い ・ 広報すべき内容に記述された内容について掲載
地域づくり組織	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり組織への情報提供

(イ) 報道機関への情報提供方法

企画財政部は、感染防止の観点から、状況に応じて情報提供のための調整を行う。

また、必要に応じ、地域づくり組織へも情報提供を行い、市民への周知等の協力要請を行う。

(2) 相談窓口

市民の新型インフルエンザに対する関心が高まり、県内、市内での発生状況及び感染予防対策等に関する相談の増加が予想される。

健康福祉部は、発熱相談センター（伊賀保健所）と連携し、名張市保健センターにおいて、新型インフルエンザに関する情報提供や知識の普及、受診可能な医療機関等の情報提供を行うことにより、市民の不安の解消や適切な治療及び感染拡大の防止に努める。

また、各部等は、必要に応じてそれぞれの業務に関する専門的な相談に対応するため、相談窓口を設置する。

(3) 外国人住民への対応

企画財政部は、必要に応じて、関連情報を多言語等に翻訳してホームページ等を通じて情報を提供するよう努める。また、健康福祉部が開設する相談窓口には、必要に応じて、通訳を派遣するなどして、外国人住民からの相談に対応できるよう努める。

9 その他

(1) 新型インフルエンザ発生時の廃棄物の処理に関する対策

生活環境部は、新型インフルエンザの県内発生に備え、感染性廃棄物の処理対策を確認する。

(2) 火葬等の体制整備

生活環境部は、市営斎場の火葬処理能力及び火葬の際に必要な柩等の消耗品確保に関し、情報の収集とあわせ、災害時の協定に準じて要請を行う。

第三段階（感染拡大期）

1 状 況

県内或いは大阪府や奈良県等近隣県において、新型インフルエンザが限定的あるいは大規模に感染被害が発生しているが、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される段階。今後広範囲に広がる恐れがある。また、1回の感染流行の波は約2か月間続くとされており、その流行の波が1年以上繰り返すことも考えられる。職場においても、従業員本人の罹患や罹患した家族の看病等で、一時的には、相当数の従業員等が欠勤することも予測されている。

県内で、ウイルス感染が認められた段階で、早期に大規模流行期（感染者数が通算30人以上発生した段階を想定）となることが予想される。

2 基本的な考え方

市は、国内発生早期における対応を充実強化し、早急な対応により、新型インフルエンザの感染拡大を防止するとともに、パンデミックの発生を少しでも遅らせて社会機能を維持し、感染被害を最小限に抑えることを対策の主眼とする。

このため、県内或いは近隣府県における新型インフルエンザの発生状況を受け、的確・迅速な医療提供のほか、疫学調査の実施、市民に対するその発生状況に関する正確な情報提供、発生地域への外出の自粛、社会活動の自粛の要請、感染拡大防止のためのマスクの着用、うがい・手洗いの勧奨、発熱時の処置等を適時適切にかつ繰り返し行う。

また、大規模発生に備え、医療提供に係る体制の確保を的確に行う。

3 危機管理体制

（1）方 針

市は、第二段階（国内発生早期）に引き続き対策本部を設置し、収集した新型インフルエンザに関する情報の一元化、共有を図るとともに、ライフライン機能維持のための対策、施設の稼働のための要員確保、職員の感染拡大防止策、物資の確保等を行う。

また、事業者等に対しても、情報の提供及び注意喚起を行ない、市民生活の安定、新型インフルエンザ患者の発生状況等を把握するため、必要な情報の提供を要請する。

(2) 市の体制

部等名	役割
各部共通	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部の運営 <li style="padding-left: 20px;">対策本部員会議の開催 <li style="padding-left: 20px;">対策本部においては、新型インフルエンザの症状、感染力、致死率、潜伏期間、予防方法等について収集できている情報を共有、分析 <li style="padding-left: 20px;">今後の対応方針について協議 ・各部内に対策のための体制を継続 <li style="padding-left: 20px;">情報の一元化、共有 <li style="padding-left: 20px;">各部間における情報の共有、分析 ・新型インフルエンザに関する情報(県内兆候を含む)の収集 ・国、県・各部・関係機関・事業者との連携と情報の共有 ・関係機関等との危機管理体制の確認 ・各部は、対応状況を対策本部事務局へ報告
危機管理室 健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・県、近隣市町村及び関係機関等との連携 ・対策本部事務局の運営
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・市民相談窓口の開設 ・保育所等における新型インフルエンザ対応の体制を継続 ・県及び関係機関等との連携
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、小中学校等における新型インフルエンザ対応の体制を継続

(3) 対応方針の検討

対策本部は、新型インフルエンザの発生地、症状、感染力、致死率、潜伏期間、予防方法等及び社会活動状況について収集した情報を共有・分析し、今後の対応方針について協議する。

部等名		検討すべき内容
各部共通	感染防止策	<ul style="list-style-type: none"> ・市内へのウイルス感染拡大防止対策の強化 ・感染患者対策の強化
	社会活動	<ul style="list-style-type: none"> ・社会機能の維持 ・事業継続等 ・情報連絡体制の強化

		<ul style="list-style-type: none"> ・社会混乱の防止対策 ・関係機関、団体等が主催する不特定多数の「人が集まる事業、行事、講演等」の自粛の要請
	市業務の維持	<ul style="list-style-type: none"> ・部内緊急連絡網の再確認 ・感染流行地域と関連する事業の取扱い ・市民生活に必要な業務等への職員の優先配置 ・各部間における相互応援体制 ・業務の優先順位を付け、必要に応じた業務の中止 ・「人が集まる事業、行事等」の開催の自粛
	職員管理	<ul style="list-style-type: none"> ・部内(職場内)の職員感染者(欠勤等)の増加に伴う部内の業務執行体制の維持、確保の実施 ・感染者、感染が疑われる職員の出勤の自粛
	関係機関の体制の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・部内の各所属での情報共有、連絡調整 ・災害時の協定を締結している事業者と食料調達等の調整 ・一般廃棄物焼却施設での感染性廃棄物の処理体制 ・対応困難となった遺体への対応、火葬場の処理能力等体制
健康福祉部		<ul style="list-style-type: none"> ・医療確保のための調整 ・在宅の高齢者、障害者、乳幼児等の把握と必要な支援 ・社会福祉法人、社会福祉施設等の危機管理体制の確認を要請
教育委員会		<ul style="list-style-type: none"> ・臨時休校の措置を講じる。 ・臨時休校等の期間における家庭と学校との連絡方法、家庭での過ごし方等について混乱の生じないように、十分な指導を行う。

(4) 関係機関との連絡調整

対策本部は、県(伊賀保健所、県民センター)、防災関係機関、ライフライン関係事業者との連絡通報体制、相互協力体制を強化する。また、県内及び近隣府県での発生について、県及び近隣市町村との情報の共有を図るとともに、健康福祉部、市立病院は、伊賀保健所、医療機関、名賀医師会の医療体制等を確認し、必要に応じ協力を要請する。

4 情報収集

(1) 方針

各部等は、市内での新型インフルエンザ感染防止のため、発生状況に関する情報をあらゆる手段を通じて入手する。さらに、市民生活に影響する状況を早期に把握し、社会

混乱を未然に防止する。

このため、あらかじめ確認した情報連絡系統により、所管の関係団体、事業者等を通じて、それぞれが行うべき対応について、改めて確認する等注意喚起を行う。

(2) 情報の収集

各部等は、県及び関係機関等と緊急時の対応を事前に打ち合わせておくとともに、各関係機関・団体等のそれぞれの緊急連絡先を確認する。

収集項目	担 当	内 容
新型インフルエンザ	各部共通	<ul style="list-style-type: none"> ・県内及び県外の発生状況 ・国、県及び関係機関の対応方針、状況、広報の内容 ・インフルエンザや感染症の集団発生状況等
	健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等を中心とする感染症情報 ・感染症発生動向調査システムを活用 ・県(伊賀保健所)との連絡体制を強化 ・近隣市町村との情報の共有 ・在宅高齢者、障害者、乳幼児等の安否確認
社会福祉施設、医療機関等の状況	健康福祉部 市立病院	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等における発生状況等 ・医療機関等の状況等
検疫情報	健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・県内における検疫体制及び状況等
ライフラインの情報	危機管理室 産業部 農業委員会 事務局 上下水道部	<ul style="list-style-type: none"> ・電気、ガス、上下水道、通信の状況
交通機関等の状況	都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の運行状況
食料	産業部 農業委員会 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・物価の動向 ・農産物の生産・流通状況 ・スーパー等の運営状況
学校等の状況	教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の発生状況及び対策措置の実施状況 ・新型インフルエンザ等の感染状況及び臨時休校等措置の実施状況

事業所等の状況	産業部 出納室	・商工会議所、商工会等労働関係機関等の状況 ・指定金融機関及び金融機関等の状況
県及び近隣市町の 状況	健康福祉部 危機管理室	・県及び近隣市町の取り組み状況

5 封じ込め対策

本市に、新型インフルエンザが発生し、県対策本部からの要請により地域封じ込め対策が行われる場合、以下の役割を行う。

地域内での広報活動の（広報車両、広報誌、ポスター掲示、ケーブルテレビ、FMラジオ等）

保育所・幼稚園の臨時休園、学校等の臨時休校、集会・興行の自粛、公共施設の閉鎖、公共交通機関の運行自粛等について、関係者に要請する。

事業所については、生活維持のため最低限必要な公共サービス等を除き、可能な限り休業するよう要請する。公共交通機関の運行自粛要請にあたっては、混乱が生じないように、地域内外の住民や利用者に周知徹底し、理解を求める。

対策本部長（市長）は、住民に対し外出等の自粛要請を出す。

6 感染拡大防止

（１）方 針

市内での発生及び感染拡大を防止するため、感染者の早期確認を行うとともに、感染者に対する医療の確保と市民への感染予防についての啓発を徹底して行う。

（２）医 療

サーベイランス

サーベイランスの継続・強化を行う。

救急機能の確保対策

消防本部は、縮小・停止する業務を段階的に進め、これらに従事職員を消防・救急業務等の要員に当てるなど代替要員の確保を行い、業務継続ができるよう万全を期すとともに、感染防止対策の徹底を図る。また、不要不急の救急要請の自粛や、症状が

軽微な場合における民間の患者等搬送事業者の活用等の普及啓発を行い、救急車の適正利用を普及する。

医療体制

健康福祉部は、医療体制を確保するため、次の事項を行う。

- ・流行状況や市民の反応、医療機関の対応を把握し、医療機関に対し、必要に応じて発熱外来の設置及び新型インフルエンザ患者の受け入れを依頼する。
- ・各医療機関に対し、医療機関での二次感染予防対策を徹底するよう依頼する。
- ・名賀医師会等への情報提供及び協力要請（大規模流行に備えて医療従事者の確保など）を行う。

医薬品等の確保

患者に直接接する可能性の高い医療従事者、救急隊員等のうち感染暴露を受けたと考えられる者については、同意を得た上で抗インフルエンザ薬の予防投与を行う。

（３）保育所及び幼稚園・学校等における感染防止

健康福祉部・教育委員会は、県健康福祉部及び県教育委員会と連携を図るとともに、新型インフルエンザ対策が適切に実施されるよう、保育所、幼稚園、小中学校等に要請する。

（４）施設における感染防止

各部等は、管理又は関係する施設について、県内の発生状況を踏まえ、必要に応じて臨時休館等の措置を講じる。

対象施設	関係部	内 容
共通	各部	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止策の管理者への要請と施設利用者への徹底 ・施設内での感染拡大防止措置の強化 ・不特定多数の市民が利用する施設への周知
駅・ショッピングセンター等	危機管理室 都市整備部 健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・名張市に向かう鉄道、バス等から、インフルエンザ様症状を有する患者や死者がいるとの情報が、対策本部にもたらされた場合には、伊賀保健所に報告するとともに、保健所の指導を受け必要な対策を行う。

<p>学校以外の教育関係施設</p>	<p>教育委員会 企画財政部 健康福祉部 生活環境部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校以外の教育関係施設(図書館、公民館、市民センター、文化センター、青少年センター、体育館、武道館、子育て支援センター、市民活動支援センター、教育研究所等)においては、感染防止措置を徹底するとともに、施設利用者への周知等対応を強化 ・施設内での感染拡大防止措置の強化 ・利用者、職員の健康状況に留意し、インフルエンザ症状の早期発見に努める。 ・38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等のインフルエンザ様症状があれば強く受診を促す。 ・利用者、職員のマスク着用、うがい、手洗いの励行 ・発生状況の報告 ・施設内における新型インフルエンザ様症状発症状況の把握及び報告 ・新型インフルエンザの県内発生状況を踏まえ、学校以外の教育関係施設を必要に応じて臨時休館を行う。
<p>社会福祉施設等</p>	<p>健康福祉部 市民部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各社会福祉施設等へ次の事項を要請 危機管理体制 ・全職員に対して、新型インフルエンザに関する情報を正確に伝え情報の共有 ・職員に新型インフルエンザに関する情報を正確に伝達 ・施設内対策会議を設置し、今後の対応を検討 ・各施設の新型インフルエンザ対応マニュアルについて、職員に徹底 利用者の家族への情報提供 ・市内での新型インフルエンザの発生状況や予防のために必要な留意事項など、得られた情報について種々の方法・ルート(FAX・メール等)を用いて速やかに情報提供 施設内での感染拡大予防のための措置 ・利用者・職員に新型インフルエンザ様症状が発生した場合は、速やかに発熱相談センター(保健所)に相談 ・マスク、うがい、手洗いをを行い、咳エチケットを心がけるよう指導 ・職員に対して、職員・利用者の感染防御や健康状態の把握に努めるよう注意喚起 ・施設内での健康観察を実施し、発熱・頭痛・倦怠感等のインフルエンザ症状の有無を特に慎重に行い、インフルエンザ様症状の早期発見

	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者・職員の新型インフルエンザへの感染に係る医師からの届出を受け、保健所が実施する疫学調査へ協力 ・発生時には、パニックを起こさず、正しい情報に基づき、医療機関と相談の上適切な判断・行動をとる。また保健所とよく連携をとって対応 ・新型インフルエンザ患者及び擬似症患者(以下「患者等」)が発生した場合、感染症法に基づき、入院勧告等の措置が講じられることから、感染症法に基づく要請に対して速やかに協力 ・発生地域から帰庁した職員に対しては、新型インフルエンザ様症状を呈した場合に、直ちに医療機関等で受診するようあらかじめ指導 ・不要不急の外出を自粛 ・新型インフルエンザが発生した場合に備え、健康福祉部からの要請を混乱なく受けられるよう事前に連絡体制の整備等 ・インフルエンザ患者及び患者と接触した者が関係する施設等についての臨時休業やインフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止や家族等の面会制限について検討・実施 ・施設内で患者が発生した場合に、他の入所者に感染しないよう個室に移動させる等の対応の実施 施設運営体制と必要事項の指示徹底 ・利用者、職員に新型インフルエンザ様症状が発生した場合は、速やかに発熱相談センター（保健所）へ相談 ・保健所からの助言等を受けつつ、施設の衛生管理に努める。 ・職員の罹患や罹患した家族の看病等で、一時的に多数の職員の欠勤が予想されることから、職員が欠勤した施設における運営体制について、具体的方策を検討
--	--

(5) 社会活動の制限

対策本部は、市内でのイベント開催の自粛及び中止の検討と関係団体への周知を行う。市民の行動についても、市民の理解を得て、制限を要請する（集会の自粛、外出の自粛等）。

要請に当たっては、ホームページ、マスコミへの資料提供、地域づくり組織への要請等あらゆる手段を利用する。

この際、併せて、新型インフルエンザに対する感染予防についても普及・広報する。

また、各部等は、イベント主催者に対し、イベント開催自粛を含めた感染予防策を連絡する。

(6) 住民への支援

高齢者、障害者、乳幼児等への支援

健康福祉部は、在宅の高齢者、障害者、乳幼児等の要援護者に対する見回り、訪問看護、食事の提供、医療機関への移送に関する支援準備を行う。

食料、生活必需品等の購入困難な家庭への支援準備

外国人住民への対応

企画財政部は、必要に応じて、関連情報を多言語等に翻訳してホームページ等を通じて情報を提供するよう努める。また、健康福祉部が開設する相談窓口には、必要に応じて、通訳等を派遣するなどして、外国人住民からの相談に対応できるよう努める。

7 社会機能の維持

(1) 方針

各部等は、生活関連物資等の流通と価格の安定、ライフライン等の確保及び交通機関への対策を行うよう事業者等へ働きかけるとともに、事業者や生産者が感染予防や発生状況に無関心であることから対応が遅れることがないように感染予防対策を要請する。

特に、社会機能の維持に関わる事業者等に対しては業務継続の必要性から、業務交代や補助要員の確保などに留意して、新型インフルエンザ流行時の業務の運営体制への移行を要請する。なお、業務継続の有無の判断は事業者によるが、国、県等から出される勧告、通知等に留意するよう周知する。

(2) 生活関連物資等の流通と価格の安定

産業部は、一時的な生活関連物資等の不足が予測されることから、関連する事業者等に対して安定供給への要請を行う。

(3) 事業所等の業務継続の要請

各部等は、所管する関係事業者等に対して、職場における新型インフルエンザ対策を講じるよう要請する。

産業部は、関係団体等を通じて、事業継続のため、感染予防対策の徹底と業務活動に
 関しての注意喚起及び業務継続への要請を行う。

(4) ライフライン等の確保

各部等は、ライフライン等関係事業者に働きかけ、社会生活に与える影響を最小限に
 食い止めるよう、供給体制の維持を要請する。

ライフライン事業者等への要請等

ライフライン 事業者	担当部等	取 組 内 容
電気	危機管理室 産業部 農業委員会 事務局	・従業員の健康管理の徹底と、安定した電力供給体制の維持 を要請
ガス等		・事業者に、通常レベルの供給維持を要請
通信		・通常機能の維持を要請
石油		・石油商業組合を通じ、今後の協力を要請
食料販売		・関係団体を通じて、食料品、生活必需物資等の確保と円滑な 提供を要請する。
上下水道等	上下水道部	・職員の健康管理を徹底し、上水の供給と汚水処理等を維持 ・薬品などを速やかに確保できるよう、業者等に要請 ・委託業者等に対し、従業員の健康管理の徹底と業務体制の 維持を要請

(5) 公共交通対策

都市整備部は、事業者の運行と市の対策への協力について、事業者に対して要請する
 とともに、運行状況等の把握を行う。

公共交通機関の運行状況等の把握

- ・事業者の運行状況、従業員の罹患状況を把握する。
- ・従業員の罹患により、公共交通機関で運休等が行われる場合、その状況を関係機関に
 伝達するとともに、住民への周知・広報を行う。

事業者への協力要請

対策本部で決定、調整された物資輸送について、事業者へ協力依頼の連絡を行う。

8 行政サービスの維持

(1) 方針

各部等は、感染者拡大による欠勤職員増加を想定し、業務継続計画等に基づき、優先順位が高い必要な業務を継続実施する。状況に応じて、職員派遣要請等による必要な職員の確保や、臨時的な人員配置の見直しを検討し、職場内での感染防止対策及び部内の業務維持対策を実施する。

(2) 業務継続のための職員体制の全体計画の整備

感染拡大期においても、業務継続が求められ、そのための職員確保が重要である。大規模に流行した場合や罹患人員が部局ごとに偏ってしまった場合等、職員の確保が困難となるなど様々な事態が想定される。

基本的には、部内での人員の配置換え等に対応し、それでもなお人員の不足が生じる場合は、対策本部等において状況を把握し、適正な人員配置を行うものとする。

職員の配置

総務部は、人員の配置換え等にあたって部間での調整を行う。

窓口業務等の縮小

各部等は、必要に応じて、窓口業務を縮小する。

- ・ 不要不急な支払に係る窓口業務を停止する。
- ・ 契約案件について、公表及び入札の方法、延期・中止等の検討を行う。
- ・ 業者との連絡はFAX、メール等、来庁しない方法に限定する。
- ・ 業者等の立入りについては、事前連絡を徹底し、マスク等の着用を義務付ける等の措置を行う。
- ・ 受付、相談窓口については、勤務できる職員で対応するが、感染が拡大した場合は窓口の縮小等を検討する。
- ・ 新たな感染拡大を回避するため、各部局等が実施する事業において、県外または他市からの参加を中止する。
- ・ 各部等は、部等の所管する集客施設の一時休館や学校の臨時休校等の措置をとる。
- ・ 各部等は、指定管理者に管理させている施設のうち集客施設については、協定に基づき営業の中止を協議する。

業務の中止等

職員の罹患(罹患家族の看護等を含む。)による欠勤職員増加により所管事業等の中止、延期、縮小を実施した場合において、市民生活に影響を与える恐れのあるものについては、ホームページ等により、当該事業の中止等について迅速かつ的確に情報提供を行う。

(3) 職員等の感染予防のための措置

総務部及び健康福祉部は、以下の措置を講ずる。

感染予防の実施

(ア) 勤務体制の変更

- ・感染拡大防止のための勤務体制による業務の実施

(イ) 職員への感染防止措置

- ・発生情報を周知
- ・うがい、手洗い、消毒の励行等職員に対する各種感染防止対策を徹底
- ・マスクなど感染予防用具等の装着及び使用を徹底
- ・職員の感染に対するリスクを軽減させるため(外部との接触を極力避ける)公共
交通機関による通勤を控え、自転車、自家用自動車等を利用
- ・出勤前の体温測定を徹底
- ・不要不急な大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる場所への外出について、
原則、禁止

(ウ) 勤務中の感染拡大予防措置(会議を控えるなど、接触を必要最小限に)の徹底

- ・緊急を要するものを除いて対面による会議は中止又は延期し、原則として電話、
FAX、メール、テレビ会議等を用いて情報を交換
- ・講習会、各種会議等多数の人の集合する行事への参加、出席の抑制
- ・新型インフルエンザ発生地及びその周辺地域への出張、旅行の禁止
- ・市内外からの視察、研修等の受入れの中止
- ・現場作業継続について検討し、できる限り勤務できる職員で対応
- ・外出を伴う業務については、新型インフルエンザの感染が一定終息するまで縮小
- ・公共交通機関を極力避けるなど、感染拡大を防止するため、不特定多数の人と接
触するような外出の抑制
- ・庁舎内の食堂の閉鎖

職員の勤務管理

- ・発生状況について情報収集
- ・職員並びに職員以外の庁舎勤務者（団体・業者等）の罹患状況の把握（職員以外については所管部局が把握）
- ・職員の出張の禁止（自粛）の指示
- ・時間差出勤の実施
- ・感染の疑いのある職員への医療機関（発熱外来）の受診の指示
- ・罹患した職員への出勤停止の命令及び罹患した庁舎勤務者（団体・業者等）への出勤停止の要請
- ・職員が感染した場合、所属職員、家族等へ発熱外来医療機関への受診を勧奨
- ・ 新型インフルエンザ対策業務に従事する職員に公務災害が発生した場合は、公務災害認定事務等について助言

職員が罹患した場合の対応

(ア) 情報連絡体制の確立

職員又はその家族が新型インフルエンザに感染した場合は、インフルエンザ感染症状の報告を義務付けることとし、職員又はその家族の感染に関する情報把握を行う。報告事項は、感染者の氏名、発症日、診断書の内容、療養期間等とする。

また、把握した情報は、保健所に連絡するとともに、必要に応じて対策本部等と情報共有を行う。

感染した職員に対しては、医師等の意見を踏まえた上で、必要に応じて自宅待機を促す等の措置を行う。

(イ) 感染時の処置

職員への健康状況・感染状況を確認し、職員が新型インフルエンザの感染について疑われる症状がある場合は、感染が疑われる者の出勤を停止させる措置をとるとともに、直ちに保健所に連絡するとともに、保健所の指示に従い、医療機関（発熱外来）等において受診するよう指導する。併せて、他の職員及び家族の状況把握にも努める。

(4) 市庁舎内における感染防止

総務部及び各部局等は、マスク等の物資を対象となる職員に配布し、感染予防用具等の装着及び使用を義務づけ、次の事項を指示する。

- ・来客の多い職場では、マスクを着用する等の感染防止対策を講ずる。
- ・緊急を要するものを除いて対面による会議は中止又は延期し、原則として電話、FAX、メール等を利用する等の措置を講ずる。
- ・マスク及びハンドソープの設置（総務部は庁舎管理部分、その他は各部等で設置）

- ・職員や家族の感染状況を確認し、新型インフルエンザへの感染が疑われる者も含め、感染者の出勤を控える等の措置を講ずる。

総務部は、次の事項を実施する。

- ・状況に応じて市民等の庁舎への来訪自粛を呼びかけ
- ・市民対応スペースを設置
- ・不特定多数の者が集まる場所を閉鎖
- ・庁内で感染者が発生した場合
 - 冷暖房時における空調機の停止
 - 感染者を一時的に隔離するためのスペースの確保
 - 感染者を一時隔離した後に保健所に連絡した上で医療機関に移動
- ・公共部分については、消毒剤の散布など庁舎の衛生管理を行う。

9 広報と相談窓口の設置

(1) 広 報

危機管理室・健康福祉部は、企画財政部・議会事務局・監査委員事務局と連携し、あらゆる手段を通じて、普及啓発を行うとともに、国(厚生労働省) 県の情報をベースとして、県内、県外での発生状況を得られる範囲内で記者発表を行い、市民等の不安の解消、注意喚起を迅速かつ正確に行う。

また、各部等は、業務を通じて事業者等に感染防止対策及び事業継続について、注意喚起を行う。

(2) 相 談 窓 口

市民の新型インフルエンザに対する関心が高まり、県内及び近隣府県、市内での発生状況及び感染予防対策等に関する相談の増加が予想される。

健康福祉部は、名張市保健センターにおいて、新型インフルエンザに関する情報提供や知識の普及、受診可能な医療機関等の紹介等を行うことにより、市民等の不安の解消や適切な治療及び感染拡大の防止に努める。

また、各部等は、必要に応じてそれぞれの業務に関する専門的な相談に対応するため、相談窓口を設置する。

(3) 外国人住民への対応

企画財政部は、必要に応じて、関連情報を外国語等に翻訳してホームページ等を通じて情報を提供するよう努める。また、健康福祉部が開設する相談窓口には、必要に応じて、通訳を派遣するなどして、外国人住民からの相談に対応できるよう努める。

10 その他

(1) 新型インフルエンザ発生時の廃棄物の処理に関する対策

生活環境部・環境衛生組合は、感染性廃棄物の処理対策を行い、円滑な処理の確保に努める。

(2) 火葬等

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成十年十月二日)により、感染防止の観点から24時間以内の埋火葬が認められており、病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある遺体は、原則として火葬する。

また、生活環境部は、必要に応じて市営斎場の稼動時間を延長する。

第三段階（まん延期）

1 状 況

国内では、パンデミック（大規模流行）が発生し、一般社会で急速に感染が拡大している。

県内及び近隣府県、市内でも大流行が見られ、収容能力をはるかに超える患者が市内及び県内の感染指定医療機関等に殺到し、医療機関は混乱を来たしている。

事業所等においても欠勤が続出し、生産活動に支障を来たしている。その結果、物流も停滞し、食料などの生活必需品も品薄になり高騰し、市民生活に重大な影響を与えている。

2 基本的な考え方

市は、更なるまん延防止対策、感染者への支援及び社会機能の維持を行うため、新型インフルエンザの第三段階（感染拡大期）から実施している措置を継続・強化する。

このため、市民に対して、発熱時の処置などの普及啓発を繰り返し広報するとともに、現状及び対策を迅速かつ的確に伝え社会的混乱の回避に努める。

また、感染拡大防止対策の強化に加え、新型インフルエンザ患者の急増に対応するため、発熱外来を強化するなどの医療体制の強化を図る。状況に応じて、市民の社会活動の制限等への理解を求める。

まん延期に実施すべき対策については、感染拡大期から実施している対策を継続もしくは強化して実施することとなることから、以下では、まん延期に特に実施する対策についてのみ記述する。

3 危機管理体制

（１）方 針

市は、職員の中にも感染者が発生し、各部内において、あらかじめ定められた職員だけでは対応できないことから、不足する職員を各部で相互に補完しながら、全庁を挙げて新型インフルエンザ対策を講じる。

（２）実施体制

各部等は、引き続き部内における情報共有・連絡調整を行い、部内において感染者または感染が疑われる職員の把握を行い、当該職員に対する出勤の自粛を呼びかける。

部内の業務については、市民生活に必要な業務等に職員を優先配置し、優先順位の低

い業務については、休止または延期するとともに、所管する集客施設について、事態が沈静化するまで一時休止の措置をとるなど、部内の業務遂行体制の維持、確保に努める。

また、感染等による欠勤職員の増加に伴う各部間の職員配置の調整を行う。

4 情報収集と提供

(1) 方針

各部等は、引き続き患者発生状況と社会・経済活動の状況、社会混乱の状況に関する情報を収集する。また、市の対策について広く市民・事業者、地域づくり組織等へ周知を行うことにより、感染の拡大防止及びパニック防止に努める。

(2) 実施体制

各部等は、引き続き部室内や関係機関の職員の罹患状況や対応状況を確認し、随時、対策本部事務局に報告するとともに、対策本部の決定事項やあらかじめ定められたマニュアルに基づく留意事項について部室内や関係機関と情報共有を行う。

外国人住民等への対応

企画財政部は、必要に応じて、関連情報を外国語等に翻訳してホームページ等を通じて情報を提供する。また、健康福祉部が開設する相談窓口には、必要に応じて、通訳を派遣するなどして、外国人住民からの相談対応に努める。

高齢者、障害者、乳幼児等への対応

健康福祉部は、市内での新型インフルエンザ発生状況や予防のために必要な留意事項などを民生委員児童委員、地域づくり組織などと連携して、迅速かつ正確に情報提供を行う。

5 感染拡大防止

(1) 方針

引き続き市内での感染拡大を防止する。このため、感染者の早期確認を行い必要に応じて封じ込め対策を実施する。さらに、感染者に対する医療の確保と市民への感染予防についての啓発を徹底して行う。

(2) 医療

健康福祉部は、医療体制を確保するため、以下の事項を行う。

- ・ 医療機関以外での医療提供体制の確保
- ・ 必要に応じて、名賀医師会等へ医療従事者の派遣要請
- ・ 情報共有（名賀医師会、医療機関、伊賀保健所、消防など）
- ・ 医療資材の充足状況の把握及び不足している場合の調整

(3) 社会福祉法人・施設等の対応

健康福祉部は、引き続き保育所等の児童福祉施設における対応を行う。また、各社会福祉法人・施設等は、従来の事項に加え、以下の事項について検討及び実施する。

- ・有症状者の医療機関への搬送可能性を確認し、搬送できない時、最大限適切な医療を確保する。
- ・周辺関係施設での連携・協力を行う。
- ・在宅サービスについては、介護事業の維持を要請する。サービス提供が困難な場合は、施設等他の事業者によるサービス提供を検討する。

(4) 住民への支援

健康福祉部は、高齢者、障害者、在宅難病者、妊産婦、乳幼児等に対する必要な支援内容を把握する。

産業部は、新型インフルエンザ感染により生活必需品等の購入が困難な家庭に対して、やむを得ないと判断される場合は、支援を行う。

都市整備部は、市営住宅の入居者、特に独居入居者及び障害のある者の状況を把握し、体調異常者が確認された場合は、健康福祉部に連絡する。

6 社会機能の維持

関係部等は、特に社会機能の維持に関わる事業者等に対し、新型インフルエンザ流行時の業務の運営体制を確保するよう要請する。なお、業務継続の判断に当たっては、政府等からの出される勧告、通知等に留意するよう周知する。

7 相談窓口の設置

健康福祉部は、新型インフルエンザに関する情報提供や知識の普及、受診可能な医療機関の紹介等を行うことにより、市民の不安解消や適切な治療及び感染拡大の防止に努める。

各部等は、業務に関する専門的な相談に対応するため、相談窓口を強化する。

8 その他

(1) 廃棄物の処理

生活環境部・環境衛生組合は、廃棄物処理法上の適正な処理を行うため、引き続き感染性廃棄物の処理対策を行い、円滑な処理を確保する。

(2) 火葬等

火葬

生活環境部は、必要に応じて、火葬場の稼働時間の延長について検討する。

埋葬の活用

生活環境部は、火葬能力を超えることが予想され、公衆衛生上の問題が生じるおそれが高まった場合には、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」第30条第2項の特例に基づき、感染した遺体を十分に消毒等を行った上で墓地に埋葬する。

埋葬可能な墓地がない場合は、県の許可のもと、公共用地等を臨時の公営墓地とする。

参考

用語の解説

新型インフルエンザ

新型インフルエンザとは、動物、特に鳥類にのみ感染していた鳥インフルエンザウイルスが、当初は偶発的にヒトに感染していたものが、遺伝子の変異によって、ヒトに体内で増えることができるように変化し、さらにヒトからヒトへと効率よく感染するようになったものであり、このウイルスがヒトに感染して起こる疾患が新型インフルエンザである。

過去数十年間にヒトが経験したことの無いHAまたはNA亜型（ウイルスの表面にある赤血球凝集素HAとノイラミニダーゼNAという、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより分類されるサブタイプ）のウイルスが、ヒトの間で効率的で持続的なヒト-ヒト感染により伝播してインフルエンザの流行を起こしたときにこの言葉を用いる。

「豚インフルエンザ」という呼称

2009年の確認当初は、豚インフルエンザに最も近いとする分析や、メキシコにおいて豚からヒトに伝わった可能性が高いとする見方もあって、WHO（世界保健機関）やCDC（米疾病対策センター）を初めとする公的機関の発表、英語や日本語などによる報道では、呼称として「豚インフルエンザ」が用いられた。ところがこの呼称は、ウイルスが豚肉を介して感染するとの誤解を招くもので、豚飼育農家に対して風評被害を招きかねないものだった。また、宗教上の理由で「豚」という言葉を忌避する向きもあった。そのため、5月現在では、新型インフルエンザAと呼ぶ国が多くなっている。もっとも、世界の公的機関や言語、地域によっては、「豚」を継続使用している場合や、もともと使用していない場合もありうる。

インフルエンザ

インフルエンザはインフルエンザウイルスによる感染症で、原因となっているウイルスの抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/ソ連型、A/香港型というのは、この亜型のことをいう。）

鳥インフルエンザ

一般的に、水禽を中心とした鳥類が保有し、ヒトのインフルエンザウイルスとは別のA型インフルエンザウイルスの感染症のこと。このうち感染した鳥が死亡したりするな

ど、特に強い病原性を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。近年トリからヒトへ、インフルエンザウイルス（H5N1）の感染事例を認めるが、病鳥と近距離で接触した場合、またはそれらの内臓や排泄物に接触するなどした場合が多いと考えられており、調理された鳥肉や鶏卵からの感染の報告はない。

パンデミック

感染症の世界的大流行。

特にインフルエンザのパンデミックは、近年にこれがヒトの世界に存在しなかったためにほとんどのヒトが免疫を持たず、ヒトからヒトへ効率よく感染する能力を得て、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

特に感染症に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析が行われている。

咳エチケット

インフルエンザ感染者やそれが疑われる患者に対して奨励される感染対策。

- ・ 咳やくしゃみをする際にはティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけ、1 m以上はなれる。
- ・ 呼吸器系分泌物を含んだティッシュを、すぐに蓋付の廃棄物箱に捨てられる環境を整える。
- ・ 咳をしている人にマスクの着用を促す。

感染症指定医療機関

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく特定感染症指定医療機関、第1種感染症指定医療機関及び第2種感染症指定医療機関のことであり、新感染症、一類感染症、二類感染症の患者の入院を担当する。

特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症もしくは二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

第1種感染症指定医療機関：一類感染症又は二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

第2種感染症指定医療機関：二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

感染経路

一般的に病原体の感染経路として、下記があげられる。

- ・ 接触感染

皮膚と粘膜・創の直接的な接触、あるいは中間に介在する環境などを介する間接的な接触による感染経路を指す。

- ・ 飛沫感染

病原体を含んだ大きな粒子（5ミクロンより大きい飛沫）が飛散し、他の人の鼻や口の粘膜あるいは結膜に接触することにより発生する。飛沫は咳き・くしゃみ・会話などにより生じ、飛沫は空気中を漂わず、空気中で短距離（1～2メートル以内）しか到達しない。

- ・ 空気感染

病原体を含む小さな粒子（5ミクロン以下の飛沫核）が拡散され、これを吸い込むことによる感染経路を指す。飛沫核は空気中に浮遊するため、この除去には特殊な換気（陰圧室など）とフィルターが必要になる。

社会機能維持者

新型インフルエンザの1つの波の流行期間と考えられる約2カ月間機能停止するよう
なことがあれば、国民生活が破綻する恐れがあるもの。